

議案第70号

墨田区家庭センター条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区家庭センター条例を廃止する条例

墨田区家庭センター条例（昭和45年墨田区条例第25号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

施設の老朽化等及び近隣の同種の機能を有する公の施設の設置状況に鑑み、墨田区家庭センターを廃止する必要がある。